

令和5年12月25日

朝倉市長 林 裕二様

公益社団法人 甘木朝倉法人会  
会長 阿部 達彦

## 令和6年度税制改正要望事項

項目	課題
税及び財政健全化について	<p>従来から国及び地方の債務残高は増加傾向にあったところ、コロナ禍による財政支出の拡大により、国債残高は優に1,000兆円を超えるに至った。国と地方を合わせた長期債務残高は令和4年度末（予算ベース）で1,244兆円となっている。</p> <p>財政の健全化を進めるにあたって、本格的な歳入・歳出の一体改革を進めることが重要である。歳入については安易な見通しを立てず、歳出については聖域を設げずに着実に財政改革をおこなっていくべきである。</p> <p>行政改革をおこなうに当たっては、まずは地方自治体及び議会が自ら身を削ることが重要である。</p>
地方の活性化	<p>人口減少が進む地方自治体が多い中、自治体における経済の活性化は重要な課題である。各自治体が経済を活性化するための施策を講じるとともに、地域経済の担い手である中小企業に対して支援をおこなっていくことは、雇用確保の面からも重要である。</p>
租税教育の充実	<p>国や地方の将来を担う子供たちに、租税の重要性を教育することは非常に重要である。租税を負担することによって公共サービスが成り立っていることや、租税に関する制度がどのようなプロセスを経て決められていくかということを学び、納税意識の向上や税務知識の向上を図っていく必要がある。</p> <p>学校教育はもとより、社会全体で租税教育に取り組む必要がある。</p>
固定資産税について	<p>固定資産税は賦課課税方式であるが、制度に対する納税者の不信感が一部見受けられる。そのため、以下のような検討が図られるべきである。</p>

	<p>① 家屋の評価に当たっては築年数に応じた評価に見直す。</p> <p>② 固定資産税の免税点については、1市町村内において、土地が30万円未満、建物が20万円未満となっているが、平成3年以降改定されていないため、物価水準の動向等も勘案しこれを見直す（引き上げる）。</p> <p>③ 債却資産に係る固定資産税については、納税者の事務負担の観点等から、申告対象外となる「少額資産」の範囲を国税における中小企業の少額減価償却資産（30万円）にまで拡大すること。また、賦課期日を現在の毎年1月1日から、法人については各法人の事業年度末日に合わせることが望ましい。</p> <p>④ 土地の評価については、①国土交通省による公示地価、総務省及び都道府県による基準地価、国税庁による路線価など、それぞれの目的による評価がおこなわれているが、行政の効率化の観点から評価体制は一元化すべきである。</p>
印紙税	近年の商取引においては、電子を媒体とするなど、様々な取引形態が生じており、紙の文書に貼付する印紙については、廃止すべきである。
事業所税	事業所税については、都市部の納税者の大きな負担となっており、自社所有物件であれば、固定資産税との二重課税になることから、税目 자체を廃止すべきである。
マイナンバー制度	マイナンバーカードの普及率は年々増加しているものの、実際には積極的に活用されているとは言い難い。個人情報の漏洩や第三者による悪用などを防ぐ対策作りも今後の課題と言える。制度の意義や利便性などについて説明をおこない、理解を求めていかなければならない。
電子申告	<p>現在は国税においてはe-Tax、地方税においてはe-L-Taxによる電子申告環境が整備されているが、窓口が異なることによる利便性の欠如も指摘されている。例えばその両者の運用時間が異なるなど、法人税及び住民税の申告をおこなう場合など不便を感じることもある。</p> <p>今後は窓口の一本化なども含め、制度の利便性を高める体制の構築が必要である。</p>

インボイス制度について	<p>本年10月に導入されたインボイス制度（適格請求書保存方式）については、事業者の事務負担が増加しているほか、免税事業者が取引から排除されるなどの懸念も生じている。</p> <p>消費税の軽減税率の問題も含め、国民や事業者への影響や低所得者対策の効果等も検証し、問題があれば今後の制度の見直しも検討すべきである。</p>
申告書等各種書式の統一	<p>事務の効率化に資するため、地方税の申告書・納付書の規格や様式については統一を図られたい。</p>
欠損金繰り戻し還付制度等	<p>住民税・事業税においても、法人税と同様に欠損金繰り戻し還付制度を創設すること。</p> <p>また、地方税にも延納制度を導入すること。</p>

以上

令和5年12月25日

朝倉市議会 議長 小島清人様

公益社団法人 甘木朝倉法人会  
会長 阿部 達彦

## 令和6年度税制改正要望事項

項目	課題
税及び財政健全化について	<p>従来から国及び地方の債務残高は増加傾向にあったところ、コロナ禍による財政支出の拡大により、国債残高は優に1,000兆円を超えるに至った。国と地方を合わせた長期債務残高は令和4年度末（予算ベース）で1,244兆円となっている。</p> <p>財政の健全化を進めるにあたって、本格的な歳入・歳出の一体改革を進めることが重要である。歳入については安易な見通しを立てず、歳出については聖域を設けずに着実に財政改革をおこなっていくべきである。</p> <p>行政改革をおこなうに当たっては、まずは地方自治体及び議会が自ら身を削ることが重要である。</p>
地方の活性化	<p>人口減少が進む地方自治体が多い中、自治体における経済の活性化は重要な課題である。各自治体が経済を活性化するための施策を講じるとともに、地域経済の担い手である中小企業に対して支援をおこなっていくことは、雇用確保の面からも重要である。</p>
租税教育の充実	<p>国や地方の将来を担う子供たちに、租税の重要性を教育することは非常に重要である。租税を負担することによって公共サービスが成り立っていることや、租税に関する制度がどのようなプロセスを経て決められていくかということを学び、納税意識の向上や税務知識の向上を図っていく必要がある。</p> <p>学校教育はもとより、社会全体で租税教育に取り組む必要がある。</p>
固定資産税について	<p>固定資産税は賦課課税方式であるが、制度に対する納税者の不信感が一部見受けられる。そのため、以下のような検討が図られるべきである。</p>

	<p>① 家屋の評価に当たっては築年数に応じた評価に見直す。</p> <p>② 固定資産税の免税点については、1市町村内において、土地が30万円未満、建物が20万円未満となっているが、平成3年以降改定されていないため、物価水準の動向等も勘案しこれを見直す（引き上げる）。</p> <p>③ 債却資産に係る固定資産税については、納税者の事務負担の観点等から、申告対象外となる「少額資産」の範囲を国税における中小企業の少額減価償却資産（30万円）にまで拡大すること。また、賦課期日を現在の毎年1月1日から、法人については各法人の事業年度末日に合わせることが望ましい。</p> <p>④ 土地の評価については、①国土交通省による公示地価、総務省及び都道府県による基準地価、国税庁による路線価など、それぞれの目的による評価がおこなわれているが、行政の効率化の観点から評価体制は一元化すべきである。</p>
印紙税	近年の商取引においては、電子を媒体とするなど、様々な取引形態が生じており、紙の文書に貼付する印紙については、廃止すべきである。
事業所税	事業所税については、都市部の納税者の大きな負担となっており、自社所有物件であれば、固定資産税との二重課税になることから、税目自体を廃止すべきである。
マイナンバー制度	マイナンバーカードの普及率は年々増加しているものの、実際には積極的に活用されているとは言い難い。個人情報の漏洩や第三者による悪用などを防ぐ対策作りも今後の課題と言える。制度の意義や利便性などについて説明をおこない、理解を求めていかなければならない。
電子申告	<p>現在は国税においてはe-Tax、地方税においてはe-L-Taxによる電子申告環境が整備されているが、窓口が異なることによる利便性の欠如も指摘されている。例えばその両者の運用時間が異なるなど、法人税及び住民税の申告をおこなう場合など不便を感じることもある。</p> <p>今後は窓口の一本化なども含め、制度の利便性を高める体制の構築が必要である。</p>

インボイス制度について	<p>本年10月に導入されたインボイス制度（適格請求書保存方式）については、事業者の事務負担が増加しているほか、免税事業者が取引から排除されるなどの懸念も生じている。</p> <p>消費税の軽減税率の問題も含め、国民や事業者への影響や低所得者対策の効果等も検証し、問題があれば今後の制度の見直しも検討すべきである。</p>
申告書等各種書式の統一	事務の効率化に資するため、地方税の申告書・納付書の規格や様式については統一を図られたい。
欠損金繰り戻し還付制度等	<p>住民税・事業税においても、法人税と同様に欠損金繰り戻し還付制度を創設すること。</p> <p>また、地方税にも延納制度を導入すること。</p>

以上